自治基本条例策定分科会 条文骨子案 第17回分科会まとめ

前文

私たちのまち海津市は、<u>日本の中央部に位置し、</u>西にそびえる養老山地、木曽三川と呼ばれ清らかな水をたたえる揖斐川、長良川、木曽川や希少生物であるハリヨなどを有する豊かな自然に囲まれ、縄文時代の遺跡や貝塚に始まり江戸時代から明治時代では、治山治水工事など長く水と戦ってきた過去があり、史蹟千本松原、広く親しまれる千代保稲荷神社など歴史と伝統がいきづくまちです。

現在は成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係はどうあるべきかが問われています。

こうした背景のもと、海津市の自治における市民<u>と市</u>の権利や責務を明らかにし、海津市の将来像である"協働が生み出す 魅力あふれるまち 海津"の実現を確実なものとするため、市民が主体となり、市民の意思と責任において市と協働して市政を運営し、「魅力あふれる海津」とするため、ここに自治基本条例を制定します。

○事務局コメント

本文1行目 地理的な表現として「日本の中央部に位置し」を加筆しました。

本文3行目 「工事」を削除しました。

本文8行目 権利や責務について「市民」だけではなく「市」を含めました。

本文8~9行目「海津市の将来像~確実なものとするため、」までは海津市総合計画に記載されているため削除し、海津市の自治の考え方として「市民が主体となり~「魅力あふれる海津」とするため」を加筆しました。

(目的)

第1条 この条例は、海津市における自治に関する基本的な事項を定め、市民及び市のそれぞれの権利 や責務を明確にし、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。

○事務局コメント

変更なし

(定義)

- 第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。
 - (1) 市民 市民とは、市内に在住、在勤又は在学する者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
 - (2) 市民自治 市民自治とは、市民が主体的に市政に参画し、その意思と責任によって市政を行うことをいう。

市民自治とは、市民が自主的に地域課題の解決や地域資源の創造など魅力あふれる地域社会を つくるために行う活動をいう

- (3) まちづくり まちづくりとは、地域課題の解決や地域資源の創造など魅力あふれる地域社会を つくるために行う活動をいう。
- (3-4) 市民自治協議会 市民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域 おおむね小 学校区において、市民が市民自治を行うまちづくりに取り組むため自主的に設立し、市民自治活動の主体その地域の市民が自主的に参加できる組織をいう。

○事務局コメント

- 第2・3号 前回の骨子案では市民自治とまちづくりについて、定義が分かりにくい表現なので「市 民自治」と「まちづくり」分けて加筆しました。
- 第4号 前号の加筆に伴い号番号の変更をしました。また「共同体意識の形成が可能な一定の地域」をわかり易く「おおむね小学校区」に変更し、変更した第3号の定義に基づいて「市民自治を行う」を「まちづくりに取り組む」に変更しました。「市民自治活動の主体」は、修正前の第11条を削除したため「その地域の市民が」に変更しました。

(基本原則)

- 第3条 市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治を行うものとする。
 - (1) 市民自治の原則 市民自治がまちづくりの基本であること。
 - (32) 市民参加の原則 一人ひとりの人権が尊重され、市政に参加のする権利が保障されること。
 - (43) 協働の原則 市民・<u>市</u>議会・行政 <u>市長</u>の基本的な関係は、対話に基づく<u></u> よって築かれる信頼を基調基とした対等な協働関係であること。
 - (24) 情報共有の原則 まちづくり<u>市政</u>に関する情報が、すべてのまちづくりの担い手<u>市民及び市</u>の間で共有されること。
 - (55) 地域尊重の原則 地域特有の歴史、文化、風土や景観などの「地域の個性」を尊重すること。

○事務局コメント

原則の順番を変更しました。

- 第2号 「参加の権利」をわかり易く「市政に参加する権利」に変更しました。
- 第3号 語句の統一のため「議会」を「市議会」にしました。「行政」はわかり易く「市長」にしま した。「対話に基づく信頼を基調とした協働関係」は、3者の関係について分かり易く「対話 によって築かれる信頼を基とした対等な協働関係」と変更しました。
- 第4号 「まちづくり」に関する情報を広い意味をもつ「市政」に変更しました。

(市民の権利)

- 第4条 市民は、自治の主体として市政に参画する権利を有する。
- 2 市民は、市から提供される情報を受けとるだけでなく、自ら積極的に市に対して市政に関する情報 の提供を要求でき、これを取得できる権利を有する。
- 23 市は、政策や施策を立案する意思形成の段階や、実施しようとする段階、さらにそれらを評価する段階等、これらの過程で、市民が<mark>市政に</mark>参画することを機会を保障しなければならない。
- 3-4 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。
- ○事務局コメント
 - 第1項 市民に広く市政に参画することを呼び掛けるため、市民の権利に市政に参画する権利を追加 しました。
 - 第2項 市政に参画する権利が1番大切だと考えられるため、情報取得の権利は第2項に変更しました。
 - 第3項 市が市民に権利を保障することについて、「市政」と明示し各段階を「機会」にまとめました。
 - 第4項 第1項の追加によって項番号を変更しました。

(市民の青務)

- 第5条 市民は、まちづくりの担い手であることを認識し、市政に対して関心をもち、自己の発言と行動に責任を持って協働してまちづくりに関わらなければならない。
- 2 市民は、まちづくりやその他の権利の行使に当たっては、公共の福祉に反してはならない。
- 3 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。
- 1 市民は、市民自身が自治の主体やまちづくりの担い手であることを認識し、自分の発言と行動に責任を持ってまちづくりに関わらなければならない。
- 2 市民は、市政に対して関心をもち、協働し、地域社会の発展のために寄与する事に努めなければな らない。
- ○事務局コメント
 - 第1項 前回の分科会の意見を踏まえ変更しました。
 - 第2項 権利行使の制限を追加しました。(公共の福祉については骨子案(解説)を参照。)
 - 第3項 応分の負担を追加しました。(応分の負担については骨子案(解説)を参照。)

(市長の責務)

- 第6条 市長は、市民の信託に応え、市政の代表者として公正で効率的な行政運営をしなければならない。
- 2 市長は、まちづくりに関する情報を市民に提供し、市民と共有するように努めなければならない。
- 3 市長は、市民の主体的なまちづくりを促し、協働してまちづくりを進めなければならない。
- ○事務局コメント

変更なし。

(職員の責務)

- 第7条 職員は、市全体の奉仕者であることを認識し、<u>法令等を遵守し、</u>公正かつ効率的に職務を遂行 しなければならない。
- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の自己能力の向上に努めなければならない。
- 3 職員は、自らも地域の一員であることを認識し、市民と協働してまちづくりに取り組まなければならない。
- ○事務局コメント
 - 第1項 職員は公務員であることから、法令等の遵守を加筆しました。
 - 第2項 自己能力を加筆しました。

(市議会の基本的な役割)

- 第8条 <u>市</u>議会は、<u>市民の信託を受けた議事機関として、</u>市政が市民の意思を反映し、適切に運営されているか調査及び監視しなければならない。
- 2 <u>市</u>議会は、<u>市議会</u>議員が立法の活動を行えるよう、自立的な組織体制の整備に努めなければならない
- ○事務局コメント
- 第1項 市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成されていることから、「市民の信託を受けた議

事機関として、」を加筆しました。

第2項 「自立的な」を削除しました。

「市議会」に語句を統一しました。

(市議会活動の説明責任及び情報の公開・提供)

- 第9条 市議会は、

 市議会活動に関する情報を市民に分かり易く説明しなければならない。
- 2 市議会は、公開とし、市民に開かれた場としなければならない。
- ○事務局コメント

見出し 第9条第1~2項の内容から「及び情報の公開・提供」を削除しました。

「市議会」に語句を統一しました。

(市議会議員の責務)

- 第10条 <u>市議会</u>議員は、市民の代表であることを自覚して、審議能力及び政策提案能力の向上に努め なければならない。 <u>、公共の福祉のために活動しなければならない。</u>
- 2 <u>市議会</u>議員は、<u>市</u>議会活動や市政に関する状況等について、市民に説明するよう努めなければならない。
- ○事務局コメント

第1項 議員の責務に能力向上だけでなく「、公共の福祉のために活動しなければならない。」を加 筆しました。

「市議会」に語句を統一しました。

(市民自治活動の主体)

- 第11条 市民自治活動の主体は、地縁団体をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。
- ○事務局コメント

「市民自治活動の主体」は、「市民」の定義と同様であることから削除しました。

(市民自治協議会の設立要件)

- 第1211条 市民は、市民自治協議会を設立することができるものとし、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。ただし一つの地域は、複数の市民自治協議会に属することができない。
 - (1) 区域を定めていること。
 - (2) 会員は、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること。
 - (3)組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、 地域環境の整備など良好な地域社会の形成 まちづくりに関するものであること。
 - (4)目的・名称・区域・事務所の所在地・代表者・会議などを明記した規約を定めていること。
 - (5) 役員や代表者は、民主的に選出されたものであること。
- ○事務局コメント

条番号を変更しました。

第3号 第2条第3号の定義に則して「地域環境の整備など良好な地域社会の形成」を「まちづくり」 に変更しました。

(市民自治協議会の役割等)

- 第1312条 市民自治協議会は、まちづくりに必要な活動を行う。
- **32** 市民自治協議会は、市や市民自治活動の主体、その他の組織と連携して活動を行う。
- 13 市民自治協議会は、市の総合計画の <u>重要な計画の</u>策定及び変更やその他市長が必要と認める事項について、市長の諮問 求めに応じ、調査審議し、市長に答申 意見を提出することができる。
- 24 市長は、市民自治協議会の答申 意見を尊重するよう努めなければならない。
- ○事務局コメント
 - 第1項 市民自治協議会の基本的な役割を追加しました。
 - 第2項 前回の第11条を削除したため「市民自治活動の主体」を削除しました。
 - 第3・4項 分科会の意見を基に語句の調整をしました。

(市民自治協議会への支援)

- 第1413条 市は、市民自治協議会が設置された場合は、市民自治活動に対する財政支援やその他市 民自治の推進に関する支援を行うことができる。
- ○事務局コメント

条番号を変更しました。

(市民自治協議会の設立手続き等)

- 4<u>第14条</u> 市民自治協議会が設立された場合は、その代表者が市長に設置の届出をしなければならない。
 - 2 市民自治協議会に関し、その他必要な事項は別に定める。
- ○事務局コメント

前回の第13条第4項を「市民自治協議会の設立手続き等」と見出しをつけて別に記載しました。また第2項として市民自治協議会に関すること(手続き及び支援など)は別に定めるように委任条項を設けました。

(住民投票の請求)

- 第1515条 選挙権を有する市民(市議会議員及び市長の選挙権を有する者をいう。以下同じ。)は、 法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対 し、住民投票を求める条例の制定を請求することができる。
- ○事務局コメント

条番号を変更しました。

「選挙権を有する市民」は第14条のみ記載のため「以下同じ。」は削除しました。

(住民投票の発議)

第1616条 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができる。

- 2 市長は、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができる。 (住民投票の実施)
- 第1717条 市長は、前条の規定による条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を実施しなければならない。

(投票資格)

第1818条 住民投票に参加する資格その他の住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案 に応じ、別に条例で定めるものとする。

(住民投票の結果の尊重)

第1919条 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

○事務局コメント

第15~18条まで、条番号を変更しました。

(行政運営の方針)

- 第2020条 <u>市は、第3条に規定した基本原則に則った公正で透明性の高い行政運営を推進し、公共</u> の福祉の増進に努めなければならない。
- 2 市は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、地域資源を最大限に活用し、施策を 展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図り、最小の経費で最大の効果を上げ るよう努めなければならない。
- <u>3</u> 市は、社会情勢の変化に迅速に対応できる組織にするため、市民に分かりやすく簡素で機能的かつ、 効率的な行政組織を整備するよう努めなければならない。
- 4 市は、職員に自己の能力を向上させることができる機会を与えるよう努めなければならない。
- 5 市は、市民から苦情等があったときは、事実関係等を調査し回答しなければならない。
- ○事務局コメント

条番号を変更しました。

行政運営の方針として行政運営の基本的な考え方を追加しました。

第1項 基本原則に則って運営することを追加しました。

第2項 施策の基本的な考え方を追加しました。

第3~4項 項番号を変更しました。

(行政評価)

- 第2121条 市は、<u>効果的かつ効率的な行政運営を図るため、総合計画の</u>重要な<u>施策及び事務</u>事業について行政評価を実施し、当該評価の結果を分かりやすく市民に公表しなければならない
- 2 市は、行政評価の結果を政策施策及び事務事業に反映するよう努めなければならない。
- ○事務局コメント

条番号を変更しました。

第1項 前条の行政運営の方針と繋がるように「効果的かつ効率的な行政運営を図るため、」を追加 しました。

第1~2項 語句の調整をしました。

(財政運営)

- 第22条 市は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行わなければならない。
- 2 市長は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。
- ○事務局コメント
 - 第1項 財政運営の方針として基本的な考え方を追加しました。
 - 第2項 財政状況について市民に公表することを追加しました。

(法令遵守)

第23条 市は、法令等の遵守及び倫理の保持のため、適法かつ公正に市政運営に努めなければならない。

○事務局コメント

法令等(法律・規則・条例等)の遵守と倫理保持について、市長・議員・職員等が守るように追加しました。

(意思決定過程の情報共有)

第22条 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

○事務局コメント

前回の分科会の意見を踏まえ削除しました。

(情報の収集及び管理)

- 第2324条 市は、まちづくりに必要な情報の収集に努め、その収集した情報を適正に管理しなければならない。
- ○事務局コメント

条番号を変更しました。

(個人情報の保護)

- 第2425条 市民及び市は、個人情報の漏えい等により、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護に努めなければならない。
- ○事務局コメント

条番号を変更しました。

前回の分科会の意見を踏まえ「市民及び」を追加し、条文を整理し「個人情報の保護」を追加しました。

(この条例の位置づけ)

- 第26条 <u>この条例は、本市における自治の基本を定めるものであり、市民と市は、この条例を尊重し</u>なければならない。
- 2 <u>市は、他の条例、規則等の制定、改正に当たっては、この条例を尊重し、この条例との整合を図ら</u>なければならない。
- ○事務局コメント

「この条例の位置づけ」を追加しました。(骨子案(解説)を参照)

(この条例の検討及び見直し)

第2527条 市は、この条例の施行後5年以内に施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて 必要な措置を講じるものとする。

○事務局コメント

条番号を変更しました。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。